

## 社会福祉法人 宜野湾市社会福祉協議会 職員候補者採用試験募集要項

### 1. 趣 旨

本要項は、社会福祉法人宜野湾市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の職員候補者採用試験実施にあたり必要な事項を定める。

### 2. 採用職種・人員

- (1) 採用 職 種：社会福祉士（主事）
- (2) 採用予定人員：1名

### 3. 受験資格

- (1) 昭和60年4月2日以降に出生した者
- (2) 社会福祉士資格を有する者（取得見込みを除く／未経験者可）
- (3) 普通自動車運転免許取得者（AT限定可）
- (4) 次のいずれにも該当しない者
  - ①日本国籍を有しない者
  - ②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - ③成年被後見人又は被補佐人
  - ④日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

### 4. 試験の日時

	日 時	試験科目	会 場
第1次試験	令和3年1月31日（日） <u>受 付 9:30～9:50</u> <u>適性検査 10:00～11:00</u> <u>小論文 11:10～12:20</u>	・適性検査 ・小論文	宜野湾市社会福祉センター
第2次試験	令和3年2月20日（土） ※時間については、第1次試験合格者へお知らせします。	・プレゼンテーション ・個別面接	宜野湾市社会福祉センター

## 5. 受験手続き

### (1) 申し込み方法

次の①～③書類を本会宛てに郵送のみの受付とする。

なお、必ず書留にして封筒の表に「職員候補者採用試験申込書在中」と記載すること。

①職員候補者採用試験申込書（様式1）

②職務経歴書（様式2）

③履歴書（3ヶ月以内の顔写真を貼り付ける。様式自由）

④受験票（様式3）

※受験票については、履歴書と同じ顔写真を貼り付け当日持参すること。

※車いす等配慮の必要な方は、受験申込の際に必ず申し出ること。

### (2) 申込先

社会福祉法人 宜野湾市社会福祉協議会

〒901-2205 宜野湾市赤道2-7-1（宜野湾市社会福祉センター内）

電話098（892）6525（担当係：地域福祉推進係）

### (3) 受付期間

令和3年1月6日（水）～1月22日（金）

①受験に関する問い合わせ

（土日、祝祭日を除く、平日9時～17時（12時～13時を除く））

②申込締切日：令和3年1月22日（当日消印有効）

### (4) 第2次試験時提出書類

①運転免許証の写し

②社会福祉士の資格証明書の写し

③卒業証明書又は卒業証書の写し（最終学歴）

④健康診断書（6ヶ月以内有効）

※検診内容は、労働安全衛生規則第43条のものとする。

⑤身分証明書（本籍地で発行）

⑥その他本会が指定するもの

## 6. 第1次試験当日の注意事項

(1) 受験票を持参すること。※写真を必ず添付

(2) 試験は、午前10時開始、10分前までには所定の席に着くこと。  
10時20分以降の入室は認めない。

(3) 試験当日は、2Bの鉛筆、消しゴムを持参すること。

(4) 退場の際に試験問題集、答案用紙等はすべて回収し、持ち出しは認めない。

(5) 試験会場は、禁煙とする。

(6) 試験中は携帯電話等の電子機器及び電子辞書等の使用は認めない。  
（試験中は携帯電話等の電源は切ること）

7. 第2次試験当日の注意事項

- (1) 受験票(様式3)を持参すること。
- (2) 詳細については、第1次試験合格者へ通知する。

8. 委員会の設置

- (1) 宜野湾市社会福祉協議会 職員候補者採用試験選考委員会(以下「委員会」という。)を設置し、職員候補者採用委員会設置要綱(第2条)に基づき職員候補者採用試験を実施する。

9. 試験内容

- (1) 第1次試験 適性検査・小論文
- (2) 第2次試験 プレゼンテーション・個別面接

10. 合格発表

- (1) 第1次試験 合否発表日 令和3年2月11日(木)
- (2) 第2次試験 合否発表日 令和3年2月24日(水)

※第1次試験及び第2次試験の結果発表は、宜野湾市社会福祉協議会のホームページにて、合格者の受験番号を掲示する。

なお、合格者のみ郵送による通知を行う。

※合否の確認について、電話によるお問い合わせ等には応じられません。

11. 採用

- (1) 採用予定日は、令和3年4月1日とする。
- (2) 給与は、本会給与規程により支給する。  
大卒 182,200円、短大・専門卒 165,900円  
※学歴・職歴の加算あり。
- (3) 採用の日から6箇月間を試用期間とする。

12. 採用候補者名簿の登載

- (1) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として名簿掲載の日から1年間とする。

13. 採用募集

新聞紙面及び本会ホームページ等において広報を行う。

注意【新型コロナウイルス感染症の対応】

- ① 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によっては、日時を変更する場  
合があります。

その際は、宜野湾市社会福祉協議会ホームページにて周知致しますので、  
ご確認下さい。

- ② 試験当日は、自宅で検温し、ご参加下さい。

また、風邪等の症状が見られる方については、別室での受験を行いますので、  
症状がある方は当日申し出てください。但し、症状によっては、受験  
をお断りする場合がありますので事前にご了承下さい。

- ③ 試験会場へはマスク着用の上、お越し下さい。